

変更登録申請に関する届出書

税理士会会長 様

私は、この度、税理士事務所の変更（行政区画等による変更を除く。）に伴う変更登録申請書を提出いたしました。これに関する事項は下記のとおりであることをお届けいたします。

記

ふりがな 氏名	もとなが けいぞう 本永 敬三	登録番号	第150440号
	変更後		変更前
自宅住所	〒 (変更なし) TEL	〒	TEL
事務所名			
事務所所在地	〒868- 熊本県 TEL	〒900-0016 沖縄県那覇市前島2-15-23 前島総業第一ビル1階 TEL	
登録区分	開業・社員・所属	開業・社員・所属	
所属税理士会 所属支部	南九州税理士会 人吉支部	沖縄税理士会 那覇支部	

該当項目を○で囲み、必要事項を記入してください（Aについては該当が複数ある場合、該当項目すべてを○で囲んでください）。

A 事務所所在地の変更事由

- 1 開業税理士の場合において、事務所取得や新たな賃借、自己又は親族宅への事務所設置などによる移転
- 2 会員が死亡・業務廃止・移転したことによる業務引継（注）状況の説明をK「その他特記事項欄」に詳記してください。
（業務引継税理士事務所名 ※契約書添付）
- 3 社員税理士又は所属税理士から開業税理士になるため
- 4 新たに税理士法人を設立又は支店を設置し、その常駐社員税理士になるため
- 5 開業税理士又は所属税理士から既存の税理士法人（本店・支店）の常駐社員税理士になるため
- 6 開業税理士又は社員税理士から所属税理士になるため
- 7 常駐又は従事する税理士（法人）事務所の変更（税理士法人の本支店間の異動を含む）
- 8 社員税理士として常駐していた税理士法人（本店・支店）が解散又は支店廃止したため
- 9 所属税理士として従事していた税理士（法人）事務所の所在地移転に伴う変更
- 10 社員税理士として常駐していた税理士法人事務所の所在地移転に伴う変更
- 11 その他（上記以外のもの）（注）状況の説明をK「その他特記事項欄」に詳記してください。

B 変更後の事務所への通勤について

自宅（居住地を含む）の所在地と同一であるか [同一である ・ 同一でない]

同一でない場合 事務所への通勤手段、所要時間、通勤頻度について

通勤手段 飛行機、高速バス、車

所要時間 172分（飛行機（80分）、高速バス（52分）、車（40分））

通勤頻度 1週あたり 0.5日程度（1ヶ月あたり4日程度、オンライン対応がメイン）

（注）本欄に記入がない場合、税理士会受付後に記入していただく場合があります。

事務所所在地と住所が遠隔である理由

妻の仏壇を継ぐために沖縄に移住し、妻の父と養子縁組をしており、家族の生活拠点が沖縄県那覇市であるが、生まれ故郷の熊本県人吉市を中心とした人吉球磨地方の企業は三重苦（熊本地震、コロナ禍、豪雨災害）に見舞われ、資金繰りが激しい経営難に陥っており、人吉商工会議所など地元の支援機関、熊本県信用保証協会の専門家派遣制度を活用するために、熊本県南部に事務所を移転し復旧・復興の継続的な支援を実現する。

①住所において税理士業務を行なわないことの確認

私は、住所地で税理士業務を行なうことは、税理士法第40条第3項に違反することを理解しており、住所地において税理士業務を行なわないことを誓約します。

②名義貸し等がないよう事務所をどのように管理する予定か

③住所地在(事務所の近隣地)に) 移転する予定がある場合

予定住所地

移転予定日 年 月 日頃

④住所地に居住していない、または居住地を移す予定がある場合

居住地 (予定を含む)

C 変更後の事務所とは別の税理士(法人)事務所に職員として勤務する場合はその理由
理由 ()

D 公認会計士の場合は、その主たる事務所と同一場所であるか

[ある・ない] (理由 熊本県信用保証協会の専門家派遣制度は南九州税理士会会員でないと利用できないため移転する必要があるが、公認会計士はそのような事情がないため移転の必要性は認められない)]

E 新規登録後6月以内の事務所の変更についてはその理由 (注) Aにおいて該当項目が9のみの場合は記入不要です。

理由 (2023年1月26日に登録後、2023年2月以降、人吉球磨地方に数回、降臨して恩返しセミナーを開催するほか、現地の状況を地元の金融機関、保証協会や支援機関に確認したところ、「豪雨災害からの復旧のためのなりわい補助金を活用することで旅館・飲食店など建物などは建て替えが進んだが、観光客の戻りが厳しい中、補助金依存の体質が強くなり、今後の借入金の返済はほとんどの企業が厳しいことを把握したため、南九州税理士会に変更し、熊本県信用保証協会の専門家派遣制度を活用した企業負担を軽減した経営支援をいち早く実現するため)

F 事務所所在地の変更に伴う職員の異動 (注) 変更前が所属税理士である場合は記入不要です。

[ない]・ある (異動の内容)]

G 変更前の事務所の処置

(注) 変更前が所属税理士である場合、及び変更前の税理士法人(支店)の事務所が同所在地で存続する場合は記入不要です。

1 閉鎖した年月日 2023年7月10日

2 看板等の撤去年月日 2023年7月10日

3 旧事務所の権利関係について

ア 自己所有 [自宅として使用・家族居住・貸家・取り壊し・売却・その他]

イ 他人所有 [自宅として使用・家族居住・返還・Relug株式会社が引き続き使用]

H 変更後の事務所の権利関係について (注) Aにおいて該当項目が5, 6, 7, 8, 9のみの場合は記入不要です。

1 事務所の所有区分 [自己又は自己を含む共有・親族・他人 (賃貸借又は転貸借<契約書の写しを添付>・使用貸借) ・
その他 ()]

2 所有者の氏名及び関係 (自己又は自己を含む共有以外) 株式会社前島ホールディングス.....

3 所有者の住所 (自己又は自己を含む共有以外) ... 沖縄県那覇市宇字小禄546番地2.....

I 変更後の事務所が会計法人と同一場所にある場合 ※定款、謄本等添付

(注) Aにおいて該当項目が5, 6, 7, 8, 9のみの場合は記入不要です。

1 法人名 ()

2 法人の代表者は [本人・本人以外 (氏名 本人との関係 ())]

3 法人への出資者は

J 変更後の事務所が他の税理士事務所と同一場所又は営利企業あるいは各種団体内である場合

(注) Aにおいて該当項目が5, 6, 7, 8, 9のみの場合は記入不要です。

(賃貸借 (使用貸借) 契約書及び問取函添付)

事務所の独立性及び守秘義務が保持できる措置をしたか [した・していない]

K その他特記事項

また、特に説明を要するものはこの欄で補足説明して下さい。

移転する建物は、豪雨災害で住むことができなくなった(実家は既に公費解体で更地)ため、新しく取得した中古物件をリフォーム完成(来年上半年を予定だが復旧工事が多く遅れる恐れがある)するまで間、実母が賃借して住んでいる物件であり、2階は全く利用していないため、事務所として使用賃借する。

なお、上記の中古物件リフォーム完成後、速やかに実母の引越しと同時に、リフォーム済みの中古物件の1室を新事務所として移転する予定である。

<p><会費納付状況> 完 納 令和 年 月分まで 未 納 円 確 認 者 確認年月日 年 月 日</p>	<p><参考事項>※未納の場合理由を記載</p>
<p><支部会費納付状況> 完 納 令和 年 月 分まで 未 納 円</p>	<p><参考事項>※未納の場合理由を記載</p>